



発行 新潟県  
**第8号**  
 平成26年1月31日  
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 102 保安林の指定解除(治山課)
- 103 土地改良事業の工事完了届(農地整備課)
- 104 道路の区域変更(道路管理課)
- 105 道路の供用開始(道路管理課)
- 106 道路の区域変更(道路管理課)
- 107 道路の供用開始(道路管理課)
- 108 宅地建物取引業者の事務所等の所在地を確認できない場合における告示(建築住宅課)
- 109 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正(出納局管理課)

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)
- 林業種苗生産事業者講習会の開催(治山課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

正 誤

- 平成25年9月10日付け県報第71号告示第1083号中(水産課)

告 示

◎新潟県告示第102号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
 平成26年1月31日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除にかかる保安林の所在場所  
新潟県上越市浦川原区東俣字大林82の4
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

◎新潟県告示第103号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年1月31日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
上越市	三田	農業用排水施設整備(農山漁村活)	平成25年6月26日

関川水系土地改良区	性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」) 事業
-----------	---------------------------

◎新潟県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟安田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市嶋瀬字六枚橋 84 番から	新	10.5～35.0メートル	104.5メートル
同市小浮字諏訪野1005番 1 まで	旧	10.5～36.2メートル	110.7メートル

◎新潟県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新潟安田線
- 2 供用開始の区間  
阿賀野市嶋瀬字六枚橋84番から同市小浮字諏訪野1005番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 1月31日

◎新潟県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井畑野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字中 254 番 1 から	新	7.0～14.2メートル	239.8メートル
同市千種字中335番 1 まで	旧	7.0～14.2メートル	239.8メートル

◎新潟県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年 1 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 金井畑野線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市千種字中254番 1 から同市千種字中335番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 1 月31日

#### ◎新潟県告示第108号

次の宅地建物取引業者の所在を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、平成26年 3 月 2 日までに新潟県土木部都市局建築住宅課にその所在を申し出てください。

なお、平成26年 3 月 2 日までに申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第 1 項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

平成26年 1 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 事務所所在地  
新潟市中央区寄附町5027番地 8
- 2 商号、代表者の氏名  
有限会社山雄産業  
取締役 山口 熊雄
- 3 免許年月日及び免許証番号  
平成25年 6 月 2 日 新潟県知事(10)第2367号

#### ◎新潟県告示第109号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年 4 月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成26年 2 月 1 日から実施する。

平成26年 1 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

第 3 号の表中

「	しおざわ	〃	〃	〃
	(	〃	〃	)
	中条町	〃	〃	胎内市
	(	〃	〃	)
	黒川村	〃	〃	〃
	(	〃	〃	)
	津南町	〃	〃	中魚沼郡津南町
	(	〃	〃	)
」				

を

「	しおざわ	〃	〃	〃
	(	〃	〃	)
	胎内市	〃	〃	胎内市
	(	〃	〃	)
	津南町	〃	〃	中魚沼郡津南町
	(	〃	〃	)
」				

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成26年 1月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成 26 年 1 月 17 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人住環境再生機構
- 3 代表者の氏名  
松下 洋子
- 4 主たる事務所の所在地  
新潟市西区上新栄町 1 丁目 4 番 16 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、被災等により建物の基礎や地盤に不具合を生じ、その改修を経済的困窮等の理由で行えない人々に対して、基礎修復、建物補修に関する事業を行い、安全な居住環境の確保に寄与することを目的とする。

また、年金受給者や障害者の人々に対し、就労支援や雇用促進のための総合的な支援の場を提供することにより、経済的支援や社会への自立支援に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 災害救援活動
  - (5) 地域安全活動
  - (6) 消費者の保護を図る活動
  - (7) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) <b>第5条 (略)</b> (1) (略) ①～③ (略) ④ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u> ⑤ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター</u> ⑥ (略) ⑦ (略) ⑧ (略) ⑨ (略) (2) (略) ①～④ (略) 2 (略)	(事業) <b>第5条 (略)</b> (1) (略) ①～③ (略) ④ <u>障害者の就労支援に係る事業</u> ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ (略) ⑧ (略) (2) (略) ①～④ (略) 2 (略)

**林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条の規程により、平成25年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成26年1月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 講習会の日時

平成26年2月25日（火） 午前10時から午後5時まで

## 2 講習会の場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎507会議室

## 3 講習会の対象者

新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者、並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者

## 4 受講手続

新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に受講手数料（新潟県収入証紙14,000円）を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に平成26年2月14日までに提出すること。

**病院局公告****一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、オートレフケラト／トノメータについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年1月31日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

オートレフケラト／トノメータ 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成26年3月28日（金）

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年2月6日(木) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成25年9月10日付け新潟県告示第1083号(内水面における漁業権の免許)中

ページ	行	誤	正
9	5	3640の4	3620の4